

静岡県政務活動費の交付に関する規程第 10 条の規定に基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成 13 年 3 月 30 日制定)

(閲覧場所)

第 1 静岡県政務活動費の交付に関する規程（平成 13 年静岡県議会告示第 2 号。以下「規程」という。）第 10 条の規定に基づく議会事務局長が指定する場所は、静岡県議会事務局総務課とする。

(閲覧時間)

第 2 閲覧時間は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(閲覧手続)

第 3 閲覧しようとする者は、総務課にその旨を申し出るとともに、別紙様式による閲覧記録簿に必要事項を記載しなければならない。

(閲覧方法)

第 4 閲覧者は、係員の指示のもとに閲覧しなければならない。

(写しの交付)

第 5 収支報告書等の写しの交付を受けようとする者は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号）の定めるところにより請求しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第 6 閲覧者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、カメラ、複写機器などを持ち込まないこと。
- (2) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第 7 議会事務局長は、閲覧者が規程又は本要綱に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日改正）

- 1 この改正は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県政務調査費の交付に関する規程第 11 条の規定に基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 1 月 11 日改正）

この改正は、静岡県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程（平成 25 年静岡県議会告示第 1 号）の施行の日から施行する。

